

令和7年度第1回四街道市子ども・子育て会議 会議録（概要）

日 時 令和7年11月12日（水）午前10時00分から午前11時20分
場 所 保健センター3階大会議室
出席委員 中溝会長、千脇副会長、原田委員、西村委員、村井委員、二村委員、大森委員、
高倉委員、棚橋委員、中村委員
欠席委員 藤原委員、近藤委員、菊地委員、濱名委員、中田委員
事務局 健康こども部：岡田部長
子育て支援課：久保木課長、大川主査補、若林主事
保育課：下山課長、塚本係長、井浦主任主事
健康増進課：塩田課長
傍聴人 2人

―― 会議次第 ―――

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - ①四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の令和6年度の評価について【資料1～2】
 - ②四街道市こども計画の一部変更について【資料3、参考資料1】
 - ③保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について【資料4、参考資料2】
- 4 その他
- 5 閉会

―― 議事概要 ―――

○開会

○会長挨拶

中溝会長 本日の会議の公開・非公開について皆様にお諮りする。本日の議題については、会議を公開し、傍聴を許可することにより、議事運営に著しい支障が生じるとは認められないため、公開とすることとしてよろしいか。

《異議なし》

中溝会長 それでは、本日の会議は公開とする。
傍聴人に提供する会議資料については、会議次第のみ持ち帰りを認め、その他の資料は会議終了後に回収することとする。

また、会議録の発言者名については、会議の公開に関する規定により、原則として明記することとなっているため、本会議においても同様とする。

《傍聴人入室》

○議題①「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の令和6年度の評価について」

中溝会長 議題①「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の令和6年度の評価について」事務局から説明をお願いします。

事務局
事務局

《資料1～2について説明》

事前に中田委員と中村委員から質問と意見を頂いていたため、回答する。
中田委員からは、資料2の6ページ、施策①「地域における子育ての推進」のうち、担当課が政策推進課の部分について、「コラボ四街道事業は子育て支援に限った事業ではないため、常に子育てに関する団体から応募があるとは限らない。コラボ四街道適用団体を支援したことのみをもって実施した評価を○としていては、6年度はともかく、今後に関して懸念を感じる。コラボ四街道以外の点では、政策推進課としてはどのように、子育てをサポートする市民活動団体の市民活動を支援する予定か。」との質問を頂いた。
計画策定時は政策推進課が担当であったが、現在はみんなで課に所管が変更となっている。みんなで課では、みんなで地域づくりの推進を図るため、広く市民に利益をもたらす公益的な活動を行う市民活動団体の発掘と活性化に向けた総合的な中間支援を行う、四街道市みんなで地域づくりセンターの運営管理業務を事業者へ委託している。6年度は、子育て支援に関わる事業者からの応募があったため、評価の内容欄に、コラボ四街道に関わる内容を記載したが、応募がなかった、採択されなかったとしても、日頃から子ども食堂など、子育てに関する団体の相談助言等を行っており、これからも継続的に支援していく予定である。

中村委員からは、資料2の24ページ、施策②「青少年相談体制の整備」のうち、担当課が青少年育成センターの部分について、「事業内容のところに、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携を図り、問題解決に向け、積極的に対応します。」とあるが、小中学校では、現在何人の心理士が常駐しているか。また、カウンセリングをする場合、母子、父子など、親が介在しても、よろしいのか。」との質問を頂いた。
市内には小学校が12校、中学校が5校あり、スクールカウンセラーについては、県雇用の方が12名、市雇用の方が2名、計14名いる。スクールソーシャルワーカーについては、市雇用の方が2名いる。また、カウンセリングをする場合の同席については、該当する子どもの許可が取れば親も一緒にカウンセリングをしている。

また、「23ページの事業内容について、保護司の立場として、社会を明るくする運動には、多くの更生女性会の方々や、法務省保護司の多くの方々の活動が、現在も青少年健全育成について頑張っているつもりだが、現実には犯罪が後を絶たない。このあたりで保護司ももう一度立ちどまって、これからの未来のある子どもたちのために力をお貸ししていきたいと1人の保護司として思う。」との意見を頂いた。

中溝会長
西村委員

事務局の説明や事前質問への回答に対し意見や質問はあるか。
資料1の1ページ、計画より進んでいる施策として、「時間外保育事業」と「子育て短期支援事業」の2点が挙げられている。「時間外保育事業」について、夜のおやつなどは出るのか。また、「子育て短期支援事業」について、目標が30人のところ利用延べ人数207人と、数字では確かに上回っているが、

数字が上回っているから進んでいるというのはいかがか。親の側からすると預けることができありがたいと思うが、子ども側から見てこれは嬉しいことなのか。施設の方で、子どもに対するケアについてどのように工夫されているのか。

事務局

子どもの預かりが 19 時または 20 時まで実施していることについて、各園がおやつ的な補食を出しているかの確認はしていないが、基本的には 15 時ぐらいにおやつを食べている。夜まで預かることが育ち上どうなのかという懸念については、あるところはあると認識しているが、行政或いは保育所としては親の働いている間、子どもは預からざるをえないというところで、可能な限り長い時間預かっている状況である。

また、「子育て短期支援事業」の利用延べ人数が目標値を超えていれば計画より進んでいると評価するのはいかがかというような意見については、子どもの育ちという面ではおっしゃる通りかもしれないが、今四街道市では、誰でもこの事業を利用できるというような状況にはなっておらず、措置入所の経験がある保護者やその子どもといった、子どもを預からないことでネグレクトなどの二次被害に繋がってしまうような案件について、優先的に利用させていただいている。子どもに何かが起こることをこちらの事業で未然に防いでいるという実績があるということをご理解いただきたい。

中溝会長

今回答を頂いたが、これだけの利用人数がいると、各園で補食を出すか出さないかではなく、市としてこの夜の保育をどうするのかという保育の質の部分を考えていかなければいけないのではないかという指摘だと思う。今の意見について、市としての対応を検討いただきたい。

事務局

意見としては承るが、0 歳から 5 歳まで預かる認可保育所については食事の提供をしているかどうかというのが監査の項目として決められている。夜の補食の提供についてはその項目となっておらず、監査の項目を決めるのは千葉県である。県の認可の中で監督を受けているのが、認可保育所であるため、それを上回って市の方で基準を定めることができるかどうかというところはまた改めて考えたい。

千協副会長

評価の仕方についても問題があると思う。数が増えればいい、サポートする体制があればいいというものではない。一年生問題とって、朝の学校が始まる前の時間まで預かろうという市区町村も増えてきている。そういう中で、子どもが家庭にいるのではなく、違う場所にいる時間が長くなっている。それを良しとする評価というのはどうなのか。親御さんが子どもから離れなきやいけない時間が長くなるという根本的なことをもう少し考えて欲しい。違う方面から施策を考えられないかも含めて評価をしてもらえるといいと思う。

中溝会長

親側の働き方の問題だとか働き方改革の部署としっかりと連携をしていった方がいいのではないかという意見である。家庭で大人と子どもが一緒にいて、地域で大人と子どもが一緒にいて、子どもだけで切り分けて考えるわけにはいかない。それぞれの関係性の中で子どもたちは育っていくので、四街道市としても関連部署と連携をしながら、子どもと家庭を支えていくということをやっていた

だきたい。

また、先程「子育て短期支援事業」のことで説明を頂いたが、西村委員がおっしゃっていることは、ないよりはある方がいいという問題ではなく、そこでの質の問題を問うていると思う。家庭にいてネグレクトされるよりは、預け先があってセーフティーネットの中で守られるのは大切なことだが、やはり四街道市としてその先の子どもの育ちやケアという部分をもう少し見て対応していただきたいという意見だと思う。数値目標を達成したというところでよしとするのではなく、その先を見て対応をお願いしたい。

○議題②「四街道市子ども計画の一部変更について」

中溝会長 議題②「四街道市子ども計画の一部変更について」事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料3、参考資料1について説明》

事務局 今回の子ども計画一部変更について、委員の皆様の承認を頂いた場合の今後の予定について説明する。四街道市市民参加条例の規定により、市の基本構想、基本計画、その他市の基本的な事項を定める計画の策定または変更を行う行政活動の際には、市民参加手続を実施することとなっており、本日の会議での審議が審議会等手続に該当することから、会議終了後、ご意見がなかった場合は、審議結果を記載した報告書を作成し、中溝会長に確認して頂いた上で、市長宛に提出する。その後、市町村が子ども・子育て支援事業計画を変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第61条第9項の規定により、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとされていることから、変更案を千葉県に提出し、回答を受領するとともに、市民参加手続としてパブリックコメントを1月から1ヶ月間実施する予定である。パブリックコメントを経て、変更後の計画は3月付けで施行する予定である。

中溝会長 事務局の説明に対し意見や質問はあるか。

《意見なし》

中溝会長 子ども計画の一部変更について、事務局案のとおり承認してよろしいか。

《異議なし》

中溝会長 それでは、四街道市子ども計画の一部変更について、事務局案を承認する。

○議題③「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」

中溝会長 議題③「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料4、参考資料2について説明》

事務局 事前に棚橋委員から質問を頂いていたため、回答する。

棚橋委員からは、「保育所等で勤務する職員への教育をなされたか。市で確認されているか。一般の職員の中には通報義務について知らない方がいるのではないか。該当する保育所等にどのように周知したか、確認をお願いしたい。」という質問と、「今年度初めに、こどもルームで起こった指導員から子どもへの不適切な対応について市ホームページで公表された。指導員のスキルに加えて、主任指導員の存在や、その時の子どもの人数など、他にも要因

があると思う。事業者からは、要因についての報告はあったか。また、保育所監査のような形で、こどもルームの保育について、保育の質の確認はしていただけないか。」という質問を頂いた。

まず1点目として、虐待の通告義務についての保育所等への周知については、私どもの方で今年度の9月と、法施行後の10月に該当の保育所等に対して、関連資料を電子メールで送付し、保育士など、内部の職員への周知の依頼も合わせて、情報共有をしていただきたいということをお願いしている。情報共有やこれに係る研修の実施状況などが十分に行われているかに関しては、今後、各保育所等への指導監査により順次確認していきたいと考えている。

2点目として、本年4月にこどもルームで発生した不適切な行為については、運営事業者から発生の要因について分析した書面の提供などはなかったが、当該案件における事実確認を市と運営事業者共同で実施しており、不適切行為の当事者である補助員はもちろん、その他の支援員及び補助員についても、子どもの権利に関する意識が十分ではないといった状況が不適切行為の一因になったということ、市と運営事業者の共通認識として持っている。

改善策として、この件について資料等を改めて周知し、その上で研修などを行っている。今後についても、巡回支援などを効果的に行っていくという対応をとっている。また、こどもルームにおける保育の質については、市の職員も必要に応じて、こどもルームを訪問し確認するとともに、アンケート調査や目安箱ということを実施しており、子どもたちの意見を確認している。こういったものを踏まえ、保育の質について確保していきたいと考えている。

- 中溝会長 事務局の説明や事前質問への回答に対し意見や質問はあるか。
- 千協副会長 資料3の1ページ、対象期間が令和7年10月1日以降になっているが、こどもルームで発生した不適切な行為については4月の時点でのことだったため、回答がされなかったという考えでよろしいか。今後このような事案があれば、今のようなことが報告されるということでもよろしいか。
- 事務局 おっしゃる通りである。4月に起こった事案については法施行前ということで、当会議が報告先になっていなかったこともあり、内容とその結果についてはホームページで公表した。今後については、市のこどもルームは「放課後児童健全育成事業」に該当するため、この報告の対象となっていることから、今後同様の事案があった場合には、報告させていただく。
- 千協副会長 事前説明では、参考資料2の5ページにある市町村（所管行政庁）の対応の中の、フォローアップにある「児童福祉審議会等への報告」の部分が、当会議で話し合い、報告を受ける場所と伺った。ここでよろしいか。
- 事務局 おっしゃる通りである。
- 中溝会長 今年4月に不適切な保育があったというお話だが、今回の会議で報告先になることを承認する場合、次に会議が行われたときには、本年度のものについて

て報告されるのか。10月以降のものだけと考えているか。

事務局 法の規定では10月以降のものが報告対象になっているため、基本的にはそのように認識しているが、特別にこの件について詳しく説明が必要であるということであれば、別途検討することは可能だと考える。

中溝会長 皆さんの関心があるところであり、10月以降に事例がなく報告なしとなるのはいかがかと思うため、ぜひ次回の報告の対象に含めていただきたい。

二村委員 資料4の1ページ、報告内容の④「虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種」の部分について、氏名も匿名ではなく実名をこの中で報告されるのか。

事務局 法の規定上はこの表現になっているため、通常の運用であれば書いてあるまま報告する形になる。その場合、今回は公開に差し支えないということで、会議の内容を公開するような話になっているが、氏名等については公開事項にしないなどの配慮が必要になってくると考えている。会議の場については名前を出すという形で想定している。

中溝会長 それでは、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合の報告先を、子ども・子育て会議の場とする事務局の案を承認してよろしいか。

《異議なし》

中溝会長 それでは、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について、事務局案を承認する。

以上をもって、本日予定していた議事がすべて終了したため、進行を事務局にお返しする。

○その他

事務局 今後の会議の開催予定について説明する。次回は2月に開催を予定している。今後の審議事項の発生や会議での審議状況次第では変更となる予定もあるが、正式な開催日や会場、議題については、開催の1ヶ月ほど前に皆様にお知らせする。

また、このたび、村井良江委員が、令和7年11月30日付けで、主任児童委員の任期終了に伴い、子ども・子育て会議の委員も併せて辞任されることになった。村井委員におかれては、子ども・子育て会議委員として長年にわたり会議において、子どもの最善の利益を第1にお考えいただき、貴重なご意見を数多くご提供いただき、改めてお礼を申し上げる。

○閉会

事務局 以上で本日の子ども・子育て会議を終了する。